

Q&A

警察から患者の情報について照会があった場合、どのように対応すればよいか？

Q1. 当院に通院中の患者が、刑事事件の被疑者として逮捕されたようです。警察から当院に電話があり、患者の病状や治療経過の回答を求められました。患者の情報を本人の許可なく警察に伝えてもよいでしょうか。また、回答する場合の留意点を教えてください。

Q2. 警察から、当院に対し、逮捕された患者に必要な医療上の措置について意見照会がありました。これに回答してもよいでしょうか。

A1. 捜査関係事項照会への対応

まずは、警察に対し、書面での照会を求めることをおすすめします。書面での照会がなされた場合には、原則として回答に応じて問題ありません。また、回答にあたって、あらかじめ患者本人の同意を取得する必要はありません。

(1) 捜査関係事項照会とは

警察官等の捜査機関は、捜査について、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができます（刑事訴訟法 197 条 2 項）。この照会を「捜査関係事項照会」といいます。医療機関も「公私の団体」として捜査関係事項照会を受ける対象となります。

(2) 捜査関係事項照会に対する回答義務

捜査関係事項照会は、任意捜査の一環として行われます。そのため、医療機関は、捜査関係事項照会への回答を強制されることはなく、回答しないことに対する罰則もありません。捜査に協力すべき一般的な義務を定める法律もありませんので、医療機関が回答を断ることも可能です。

しかし、捜査のうえで欠かせない情報であるにもかかわらず医療機関から回答がない場合には、強制捜査が行われる可能性が否定できません。強制捜査とは、捜査対象者の同意がなくとも強制的に捜査目的を実現する捜査であり、裁判官が発付する令状に基づいて行われます。質問のケースでは、具体的に、医療機関の搜索や医療記録の差押えなどが想定されます。強制

捜査が行われた場合、医療機関の日常業務に影響が生じてしまいます。したがって、任意捜査である捜査関係事項照会の段階で、回答に応じておくことが望ましいと考えます。

(3) 捜査関係事項照会への具体的な対応方法

捜査関係事項照会の方法に定めはありませんが、電話で照会がなされた場合、電話の相手方が本当に警察であるかを確認することができませんし、医療機関に警察とのやり取りの記録が残らないという問題があります。したがって、電話で照会があった場合には、まずは警察に対し書面での照会を求めるのがよいでしょう。警察から「捜査関係事項照会書」という書面の送付があった場合には、医療機関からも書面で回答することをおすすめします。

回答にあたって、あらかじめ患者本人の同意を取得する必要はありません。守秘義務や個人情報保護法との関係に注意する必要がありますが、正当な理由に基づいて秘密を漏示した場合は、秘密漏示罪（刑法 134 条 1 項）の対象外とされており、捜査関係事項照会への回答は正当な理由に基づくものですので、守秘義務の問題は生じません。また、個人情報保護法では、医療機関が保有する個人データを第三者に開示する際には、本人の同意が必要とされます（同法 27 条 1 項）が、その例外として、「法令に基づく場合」が定められています（同項 1 号）。捜査関係事項照会は法律に定められた手続ですので、患者本人の同意を得ずに回答することが可能です。ただし、捜査関係事項照会の回答に必要な範囲を超えて患者の情報を提供すると、患者のプライバシーを侵害する可能性がありますので、照会事項との関係で必要十分な回答となるよう留意してください。

なお、照会の内容が、一般的な診断等の範囲を超えた意見を問うものや、法律的な概念に当てはまるか否かの判断を求めるものであると、医療機関として責任をもった回答ができない場合も考えられます。こうした場合には、「判断ができず回答が困難である」といった回答でも問題ありません。対応に迷う場合には、回答の前に弁護士に相談しておくことも一案です。

A2. 医療上の措置に関する意見照会への対応

本人の同意書の提出を求めたうえで、貴院の意見を回答することをおすすめします。

逮捕や勾留によって身柄拘束がされた場合、刑事施設内では十分な医療の提供を受けることが難しくなることがあります。そこで、必要があれば、警察官の付き添いのもと、刑事施設外の医療機関を受診して治療を受けることなどが認められます（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 62 条 3 項）。

警察からの照会は、患者の日頃の治療状況を確認し、医療機関の受診の要否等を判断することを目的としたものと考えられます。貴院の回答により、患者が必要十分な医療を受けることの助けとなりますので、速やかに回答に応じるべきでしょう。

今回の照会は、捜査関係事項照会とは異なり、法令に定められた照会とはいえません。そのため、警察に対する回答には、原則として患者本人の同意が必要となります。この点について、今回の照会に対する回答は、医療連携を目的とした診療情報提供の一環であって、患者本人から黙示的な同意が得られているとの考え方もありえます。しかし、医療機関同士のやり取りと、警察への回答とを同視できるかは疑問です。

したがって、患者の病状が急を要する状態であるか否かを警察に確認したうえで、急を要しない場合には、警察に依頼し、患者本人の同意書またはその写しを提出してもらうのがよいでしょう。急を要する場合であれば、本人の同意が不要とされる「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法 27 条 1 項 2 号）に該当しますので、患者本人の同意を得ずに回答して差し支えないと考えます。

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [法律的にはどうしたらいいのか? \(2\)違法薬物使用***](#)
- ・ [事件性が疑われた、とある急性アルコール中毒による CPA 患者症例から - 医師としての適切な捜査協力のあり方とは -**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。